

# 横手市下水道事業経営内容公表シート（令和6年度分）

## 1. 事業概要

1	団体名	横手市
2	組織名	横手市
3	事業名	下水道事業 (公共下水道事業・農業集落排水事業・林業集落排水事業・ 小規模集合排水処理事業・特定地域生活排水処理事業)
4	代表者	横手市長 高橋 大
5	所在地	横手市中央町8番2号
6	職員数	17人(うち会計年度任用職員1人)
7	組織概要	<p>市長 ——— 上下水道部 ——— 経営管理課</p> <p>(下水道事業管理者) ——— 下水道課</p> <p>————— 契約検査課</p>

## 2. 業務予定量

	業務項目	予定量
1	排水戸数	17,745戸
2	年間総処理水量	5,233,316 m <sup>3</sup>
3	一日平均処理水量	14,338 m <sup>3</sup> /日

## 3. 財政状況

貸借対照表	項目	金額(千円)	損益計算書	項目	金額(千円)
	資産	34,203,953		総収入(注2)	2,075,616
	負債(注1)	25,752,431		総支出(注3)	2,164,884
	資本	8,451,522		経常損益	△18,091
	*	*		当期純損益	△89,268

(注1) 繰延収益 11,960,183 千円を含む。

(注2) 営業収益+営業外収益+特別利益

(注3) 営業費用+営業外費用+特別損失

## 4. 一般会計等の関与

	内訳	金額(千円)	備考(算出方法等)
1	出資金	304,229	
2	補助金	902,211	
3	負担金	5,443	
4	貸付金	—	

5. 企業債等残高

	内訳	金額(千円)	備考(算出方法等)
1	企業債	13,689,431	R7.3.31 見込み
2	借入金	—	
3	その他金銭債務	—	

6. 職員給与の状況(当初予算計上時)

	項目	数量
1	職員数	17人
2	人件費	131,408千円
3	職員給与費(再掲)	105,168千円
	うち給料	67,905千円
	うち手当	37,263千円

7. 下水道使用料等の状況

公共下水道・集落排水(令和元年10月1日施行)

使用区分	排除汚水量	金額(円)
基本使用料	0 ~ 5 m <sup>3</sup>	770.00
従量使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	6 ~ 10 m <sup>3</sup>	154.00
	11 ~ 20 m <sup>3</sup>	163.90
	21 ~ 30 m <sup>3</sup>	173.80
	31 ~ 40 m <sup>3</sup>	183.70
	41 ~ 50 m <sup>3</sup>	193.60
	51 ~ 100 m <sup>3</sup>	203.50
	101 m <sup>3</sup> ~	213.40

※ 使用料は、基本使用料と従量使用料の合計額となります。

※ 消費税及び地方消費税を含みます。(1円未満の端数金額があるときは、切り捨てる。)

市設置型浄化槽(令和元年10月1日施行)

人槽区分	使用料	人槽区分	使用料
5人槽	5,500円	20人槽	17,600円
7人槽	6,600円	25人槽	19,030円
10人槽	7,700円	30人槽	20,790円
14人槽	9,900円	50人槽	33,000円

※ 使用料は、1月あたりの金額で定額となります。

※ 消費税及び地方消費税を含みます。

8. 民間的経営手法の導入状況

	当該年度までの実績
民間委託の導入	浄化センターの保守・点検・検査等の業務について委託済 使用料業務を横手市水道事業へ委託済

9. その他経営基盤強化への取組状況

○ 使用料改定（H24 実施）
○ 組織体制の見直しによる事務事業の合理化（H23 及び H29 実施）
○ 水道事業との管理部門の統合（H23 実施）
○ 経営戦略の策定（H27 実施、H30 改定、R4 改定）
○ 集落排水事業に地方公営企業法を適用（H30 実施）
○ 浄化槽市町村整備推進事業に地方公営企業法を適用（R5 実施）

【用語解説】

出資金	地方公営企業法第17条の2及び同法第18条に基づき、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計から公営企業の特別会計に出資されたもので、公営企業の自己資本金となる。
補助金	地方公営企業法第17条の2及び同法第17条の3に基づき、一般会計等から公営企業の特別会計へ各種行政上の目的をもって交付される金銭的給付
負担金	一定の事業等について公営企業を含む特別の利益関係を有する者がその受益に応じて負担する金銭的給付又は地方公営企業法第17条の2に基づき財政政策上その経費の負担割合が定められているものに負担する金銭的給付
貸付金	地方公営企業法第18条の2に基づき、一般会計又は他の特別会計から公営企業の特別会計へ貸し付けた長期貸付金